

議案第30号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月15日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第7条第1項中「手当」を「手当て」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。